

別表（第9条関係）

施設名	関係法令	区分	備考
特別養護老人ホーム	介護保険法第8条の1第26項	第2号	
地域密着特別養護老人ホーム	介護保険法第8条の1第21項	第2号	
介護老人保健施設	介護保険法第8条の1第27項	第2号	
介護療養型医療施設	介護保険法第8条の1第26項	第2号	
養護老人ホーム	老人福祉法20条の4	第2号	
有料老人ホーム	老人福祉法29条	第2号	
軽費老人ホーム	老人福祉法20条の6	第2号	
認知症高齢者グループホーム	老人福祉法5条の2第6項	第2号	
サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条	第1号	※みなし有料を除く。

備考

- 「みなし有料」とは、サービス付高齢者向け住宅として登録されていても、有料老人ホームの要件である食事の提供、介護の提供、家事のサービス及び健康管理のサービスのうち、1つでも備えていれば、有料老人ホームの届出を省略の上、有料老人ホームと同様にみなされる施設のことをいう。
- 助成金の額は、成年後見人等報酬の額を対象となった期間の月数で除して得た額（1円未満切捨て）と第9条第2項各号の月額を比較して低い方の額の合計額とする。

算出例

成年後見人等報酬の額240,000円、期間10月～翌年9月（12ヶ月）1ヶ月20,000円
 10月～9月の間で4、5月は入院していた場合、この間の助成金の額は低い方で
 18,000円×2ヶ月＝36,000円。その他の期間は20,000円×10ヶ月＝200,000円となる。
 助成金の額は合計236,000円となる。

※ 対象となった期間の、開始月又は終了月が1月に満たない日数がある場合であっても、当該日の属する月を1月とする。ただし、すでに助成の対象とされた月については、1月とはしない。

※ 施設以外・施設の別については、1月全て第9条第2項第2号に定める施設に入所または入院していた期間とする。ただし、一時帰宅等は施設の扱いとする。